

令和 年 月 日

利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業所所在地 東近江市山上町 5040 番地
事業所名 やすらぎの里ケアプラザ
事業所管理者 高倉 利幸

説明者 やすらぎの里ケアプラザ 介護支援専門員
氏名 印

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印

居宅介護支援事業重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日等

電 話 0748-27-1555

F A X 0748-27-0529

営業日	月曜日から金曜日（祝日および年末年始は除く）
営業時間	8時30分から17時30分

営業日・営業時間以外の連絡先 電話

担当 _____

ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 当事業所の概要

事業所名	やすらぎの里ケアプラザ
所在地	東近江市山上町5040番地
事業所の指定番号	2570500476
サービスを提供する 通常の事業実施地域	東近江市、近江八幡市、日野町、愛荘町 豊郷町 ※上記以外でも、ご希望があればご相談ください。

3. 当事業所の法人概要

名称	特定非営利活動法人NPOふくし永源寺
所在地	東近江市山上町5045番地
法人種別	特定非営利活動法人
代表者	古谷 良衛

4. 当事業所の従業員

	員数	勤務体制
管理者	1名	常勤
介護支援専門員	6名	常勤

5. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて本人や家族等の意向等を基に、居宅サービスを作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
事業の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。 4 運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努める。

6. 提供するサービスの内容と料金

内容	提供方法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	担当の介護支援専門員が、利用者とともに、利用者に必要な援助を考え、サービス担当者会議などを行い、居宅サービス計画を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との調整をします。
サービスの実施状況および課題の把握	1 ヶ月に1回以上、担当の介護支援専門員が利用者のお宅に伺い、サービス内容が適切かなどについて話し合います。
給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。
要介護・要支援認定等の協力、援助	利用者が要介護認定、要支援認定の変更や、更新認定を受けるについて申請を代わって行ったり、その他必要な援助を行います。
相談の対応	介護保険や介護に関することなら、何でもご相談をお受けします。

14. 非常災害対策

事業所は、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を、年2回以上実施します。

15. 相談・苦情窓口

つぎのことについて、ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

- 当事業所が提供するサービスについて
- 居宅サービス計画にもとづいて提供している各サービスについて

相談・苦情担当者	高倉 利幸
電話番号・FAX番号	0748-27-1555

その他、下記の窓口でも受け付けています。

相談・苦情窓口	東近江市健康福祉部長寿福祉課
電話番号	0748-24-5678
相談・苦情窓口	近江八幡市福祉保険部介護保険課
電話番号	0748-33-3511
相談・苦情窓口	日野町長寿福祉課
電話番号	0748-52-6501
相談・苦情窓口	愛荘町福祉課
電話番号	0749-42-7691
相談・苦情窓口	豊郷町保健福祉課
電話番号	0749-35-8116
相談・苦情窓口	滋賀県国民健康保険団体連合会
電話番号	077-522-2651

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

13. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【料金等】

利用料	介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人未満の場合 要介護1、要介護2 1,086単位 要介護3、4、5 1,411単位
	介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上60人未満の場合 要介護1、要介護2 544単位 要介護3、4、5 704単位
	介護支援専門員1人当たりの利用者の数が60人以上の場合 要介護1、要介護2 326単位 要介護3、4、5 422単位
	※上記利用料には、特別地域加算として15%が加算されます。 ※また東近江市の地域区分7級地(10.21)を乗じた金額になります。 ※介護支援専門員1名あたりの担当件数が45件以上を超えた場合には、減算されます。 ※新規利用及び要介護状態が2段階以上変更となった月には初回加算300単位があります。
交通費	利用者のお宅が東近江市、近江八幡市、日野町、愛荘町、豊郷町以外にあるときは、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。その場合、東近江市、近江八幡市、日野町、愛荘町、豊郷町を出た地点を起点とし、ガソリン代1リットル170円で10キロメートル換算で計算し、10円未満は切り捨てます。

7. 料金の支払い時期と支払方法

1ヶ月分をまとめて翌月の10日までに所定の口座にお振込みください。

	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	300 単位/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	250 単位/月	入院の日当日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合（Ⅰ）
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	200 単位/月	入院の日から翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合（Ⅱ）
	退院・退所加算（Ⅰ）イ	450 単位	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 （Ⅰ）イ 連携1回 （Ⅰ）ロ 連携1回（カンファレンス参加） （Ⅱ）イ 連携2回以上 （Ⅱ）ロ 連携2回（1回以上カンファレンス参加） （Ⅲ） 連携3回以上（1回以上カンファレンス参加）
	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600 単位	
	退院・退所加算（Ⅱ）イ	600 単位	
	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750 単位	
	退院・退所加算（Ⅲ）	900 単位	
	通院時情報連携加算	50 単位	1 月につき
	ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	在宅死亡の末期の悪性腫瘍の利用者に対し 24 時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 （一月に二回を限度）
	特定事業所加算（Ⅰ）	519 単位	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や、サービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位		
特定事業所加算（Ⅲ）	323 単位		
特定事業所加算（A）	114 単位		
特定事業所医療介護連携加算	125 単位	特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）または（Ⅲ）を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）	

8. 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員については、変更する事も可能です。

お気軽にご相談ください。

9. 解約

- 利用者は、契約書に添付した「解約の通知」を解約する日までに当事業所に届け出ていただくことによって、この契約を解約することができます。ただし、緊急の入院など、やむをえない場合はこの限りではありません。
- 当事業所は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日1ヵ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することがあります。この場合、当事業所は他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど、お客様が続けて、滞りなく介護保険のサービスを受けることができるように手配します。

10. 契約の終了

つぎの場合には、自動的に契約は終了します。

- 利用者が介護保険施設に入所した場合
介護保険施設へ入所するにあたっては、必要な支援をおこないます。
- 利用者が要介護でなくなった場合
地域の保健福祉サービスの情報提供など必要な支援をおこないます。
- 利用者がお亡くなりになった場合

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 高倉 利幸
-------------	-----------

2成年後見制度の利用を支援します。

3苦情解決体制を整備しています。

4従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。